

Title	相手を目的として扱うこと,相手と信頼関係を築くこと
Sub Title	To treat others as ends in themselves, To built trust relationship with others
Author	圓増, 文(Enzo, Aya)
Publisher	三田哲學會
Publication year	2007
Jtitle	哲學 No.118 (2007. 3) ,p.69- 91
JaLC DOI	
Abstract	<p>The word "trust" is sometimes referred to as our ideal or desirable relationship. For example, in the medicine and health care debate, it is said, we can't realize good medical treatment /care for a patient without building the trust relationship between the patient and medical professions. Certainly, in general, when we need to cooperate with some people to pursue an end, we prefer to do so with trustworthy people rather than untrustworthy people, and sometimes we wish to be trusted by a particular person and make an attempt to be so. But in fact once we seriously attempt to build a trust relationship with someone, we begin to understand how difficult it is. For one thing, since "trusting someone" isn't a kind of action, a problem arises about whether it is possible for us to "create" a trust relationship or not. Secondly, we are to be faced with the question whether or not a trust relationship is an ideal state to be realized at all. The concept of "trust relationship" doesn't simply imply the ideal relationship alone, as sometimes such a relationship is realized between conspirators of wrongdoing. In this paper, I shall explore the above questions about trust based on Kantian texts with special focus on the concept of "friendship" in <i>Metaphysische Anfangsgrunde der Tugendlehre</i>. Finally, through trying to respond to A. Baier's criticism of Kan-tian ethics, I shall also clarify what should be done in order to realize the "trust relationship as an ideal relationship".</p>
Notes	投稿論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000118-0069

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

投稿論文

相手を目的として扱うこと、
相手と信頼関係を築くこと

圓 増

文*

**To treat others as ends in themselves,
To built trust relationship with others**

Aya Enzo

The word “trust” is sometimes referred to as our ideal or desirable relationship. For example, in the medicine and health care debate, it is said, we can’t realize good medical treatment/care for a patient without building the trust relationship between the patient and medical professions.

Certainly, in general, when we need to cooperate with some people to pursue an end, we prefer to do so with trustworthy people rather than untrustworthy people, and sometimes we wish to be trusted by a particular person and make an attempt to be so. But in fact once we seriously attempt to build a trust relationship with someone, we begin to understand how difficult it is. For one thing, since “trusting someone” isn’t a kind of action, a problem arises about whether it is possible for us to “create” a trust relationship or not. Secondly, we are to be faced with the question whether or not a trust relationship is an ideal state to be realized at all. The concept of “trust relationship” doesn’t simply imply the ideal relationship alone, as sometimes such a relationship is realized between conspirators of wrongdoing.

* 国士館大学文学部非常勤講師

相手を目的として扱うこと、相手と信頼関係を築くこと

In this paper, I shall explore the above questions about trust based on Kantian texts with special focus on the concept of “friendship” in *Metaphysische Anfangsgrunde der Tugendlehre*. Finally, through trying to respond to A. Baier’s criticism of Kantian ethics, I shall also clarify what should be done in order to realize the “trust relationship as an ideal relationship”.

1. 望ましい関係としての信頼関係

私たちにとって、ある人との間に築かれるべき望ましい人間関係とはどのようなものなのだろうか。また、そうした関係を築くためには、私たちは何を為すべきなのだろうか。常にある人間関係の中に身を置き、その中で行為する私たちにとって、このように、時にそうした人間関係のあり方そのものが問題となることがある。例えば医療の場面がそうである。ある疾患の治療にあたって、医療従事者は患者と（あるいは、患者は医療従事者と）どのような関係を築くべきなのかということは、医療倫理の領域でしばしば取り上げられる問題である。本稿の目的は、私たちにとって望ましい人間関係とはどのような関係なのかということ、そしてそうした関係を實現する上では私たちにはどのようなことが求められるのかということ、カントの倫理学に基づいて考察することにある。考察にあたって、本稿ではとりわけ「信頼」という概念に注目する。

「信頼」という言葉は、しばしば私たちにとっての理想的な関係一般を表す言葉として用いられる。あるいはこの言葉は、人間関係においてそれが損なわれることは望ましくないかのように言われることもある。医療においては、例えば「患者と医療従事者との間に信頼関係を築くことなしには、よりよい治療は實現できない」ということが言われたり、また「これこれを行うことは、患者との間（あるいは医療従事者との間）の信頼を壊しかねない」という表現が使われたりすることがある。しかし、私たちは、望ましい人間関係を当事者の間に信頼が生じている関係として、いっ

たん理解したとしても、そこには「信頼」という事態に関わって、まだいくつかの問いが残るのである。

第一に、信頼関係を「構築する」ことは果たして可能なのかという問題がある。一般に誰かを「信頼する」ということは、私たちが選択してできることではないし、誰かに自分を「信頼する」よう強制したり促したりすることもまた私たちには不可能である。では、誰かとの間に信頼のある関係を実現する上で、私たちにできることとは何なのだろうか。第二に、そもそも信頼関係とは、一般に言われている通り、実現されるべきものなのかという問題もある。ひと言で信頼関係といっても、そのあり方はさまざまであり、そこには必ずしも望ましい関係のみが含意されているわけではない。医療倫理の領域においてしばしば非難されるパターナリズム的な医療従事者と患者の関係のあり方は信頼関係の一形態といえるし、またより一般的にいうなら、詐欺や強盗、贈収賄の共謀者の間にも、ある意味で信頼関係が成立していると見ることができる。では、私たちにとって実現されるべき理想としての「信頼関係」とは、どのような関係として理解することができるのだろうか。

信頼という事態に関わるこうした問いを踏まえて、本稿では、まず、ここでいう「信頼」とはどのような事態なのかということを明らかにし、さらに、こうした信頼の事態に倫理学はどのように関わることができるのかということを検討した上で、次に、理想的関係としての信頼関係についての考察をカントの倫理学に基づいて行う。考察を通じて本稿では最終的に、〈既存の信頼関係を望ましい形に再構成していく上で私たちに求められるのは、相手の目的を尊重し、さらに相手と目的を共有しようとすることである〉というテーゼを提示するつもりである。

相手を目的として扱うこと、相手と信頼関係を築くこと

2. 信頼とは

(1)

「信頼する」という事態は、従来、倫理学の領域におけるよりも、心理学や社会学、政治学の領域において論じられることが多く¹、信頼の問題を初めて倫理学の視点から本格的に扱った論者としては、A. バイアーを挙げることができる²。彼女は、論文“Trust and Antitrust”において初めて信頼の問題を論じ、その後、主著 *Moral Prejudice* ではヒュームの考えに基づいてその議論をさらに展開している。以後、彼女の議論を受けて、倫理学の領域においても信頼の問題が扱われるようになった。バイアーを含め信頼の問題を扱う多くの議論において、「信頼する」という事態は、行為としてではなく、傾向性や態度の一種として説明されている。また、信頼を扱う議論は、その議論が注目している信頼の種類によって、二種類のものに大別することができる。ひとつは、家族や友人に対する信頼など、個々人の関係における特定の相手に対して成立する信頼に注目したものであり、もうひとつは、特定の個人に向けられたものではなく、例えば医療システムや年金制度への信頼や医療機関への信頼といった、制度

¹ 信頼の問題を社会学的な視点から扱った議論としては、N. ルーマンの議論が、また政治学的視点から扱った議論としては、D. ガンベッタの議論が挙げられる [Luhmann 1989, Gambetta 1988]。そして信頼の問題を倫理的視点から扱った議論としては、バイアーの議論以外に、道徳心理学の見地から信頼の「非認知的」側面について論じる L. C. ベッカーの議論 [Becker 1996] や、「理性」概念に基づいて信頼の問題を扱ったホルリスの議論 [Hollis 1998]、オーキンらフェミニストによる議論がある。カントの倫理学に基づいて信頼の問題を扱った議論としては、オニールの議論が挙げられる [O'Neill 1989, 2001, 2002]。また、とりわけ医療の場面における信頼関係のあり方を倫理的視点から扱った議論としてはカツツやヴィーチの議論が挙げられる [Katz 1982, Veatch 1991]。

² [Hardin 2001, Whitbeck 2004, Jones 1998] を参照。また、「信頼に値する trustworthy」という事態に着目して、信頼の問題を扱う議論もある [Hardin 1996]。信頼に関するオニールの議論も、実際は信頼そのものよりも「信頼に値すること」に焦点を合わせている。

やシステム、専門家組織に対して向けられる信頼に焦点を合わせたものである。本稿の議論は、こうした2種類の議論のうち、前者に属するものと位置づけることができるだろう³。

以下では、ここで扱う「信頼する」という事態は、どのような事態のことを指すのかということをはっきりと明らかにしていこう。

(2)

「信頼する trust」とは、他の人間に対し形成される私たちの態度または傾向性の一種であり、さらにそれは、その相手の存在やある仕方の振る舞いを、自分の行為の目的（利害関心）を実現する上で必要あるいは前提とすることができるという期待が伴うものである。私たちは「信頼する」という事態を、まずはこのように説明することができるだろう。そして、このように説明されるという点において、「信頼する」という事態は「当てにする/依拠する rely on」という事態と共通する。しかし、私たちは誰かを当てにしつつも信頼していないということがある。では、この二つの事態はどのように違うのだろうか⁴。

³ こうした信頼の区別はルーマンの「人格的な信頼」と「システム信頼」の区別に対応するものと思われる [Luhmann 1989: 43, 54, ルーマン 1990: 70, 92]。また、信頼の問題を倫理的な視点から扱った議論のうち、オニールやホリスの議論は、前者の信頼に着目したものとして、ハーディンの議論は後者の信頼に焦点を合わせたものと分類することができる [O'Neill 2002, Hollis 1998, Hardin 1996]。

⁴ バイアーは、「信頼すること trust」を「一方の側に向けられた他方の側のよい意思 good will へ依拠すること」と特徴づけることによって、単に相手の習慣や心理を「当てにする/依拠すること」から区別している [Baier 1986: 234, 1995: 98-9]。またオニールは、「当てにする」は相手の将来の行為についての確実性への応答であるのに対し、「信頼する」はそうではないと説明することで、両者を区別している。彼女によると、ある人について「当てにできるかどうか」を判断する際、私たちは、もっぱらその相手の過去の振る舞いを証拠として参照しなくてはならないのに対し、誰かに信頼を置く場合、私たちは相手のこれからの行為に焦点を合わせているのであり、私たちにとって、相手の過去の行為は考慮のひとつに過ぎないという [O'Neill 2001: 14-5]。

相手を目的として扱うこと、相手と信頼関係を築くこと

一般に、私たちが誰かを「信頼している」という場合、私たちは、相手が私の目的に適うように、あるいは少なくとも反しないように振舞うことを期待しているのであり、さらにまた、その際私たちは、そうした振舞いが、「そのようにしよう」という相手の意図に基づいて為されていることを想定している。例えば私たちが患者として、ある仕方の治療・ケアに関して医療従事者を信頼している場合、私たちは、彼らに自分の病状が改善するような治療を期待し、さらに相手が私の病気を治そうとしてそうしたことをしてくれるのだと想定している。他方で、しばしば私たちは、相手が私の目的に無関心であるとか、あるいは私の目的と対立する目的をもっていると思いつつ、それにもかかわらずその相手の振舞いが結局は自分の目的に適うものとなることを期待することがある。例えば私たちは、医師がある治療法を勧めるのは、それが私の体のために一番よいという理由からではなく、他の治療法よりも医療機関の利益になるという理由からなのではないかと思いつつ、それでも、その医師が結局は私の病気が治るよう必要な治療をするだろうと期待することがある。そのような場合に、相手の振舞いは自分の目的に適うものとなるだろうという期待をもつことが私たちにあって可能なのは、その際に、私たちは、相手の感情や欲求といった心理状態や、相手の習慣や過去の行為などを考慮した上で、相手の振舞いを予測するからである。このような場合、私は相手を「信頼して」おらず、ただ「当てにしている」だけなのである。そして、このように考えるなら、「信頼する」という事態は、私たちが相手をどのように見なしているのかによって、「当てにする」ことから区別することができるだろう⁵。すなわち、私たちが誰かある人を信頼する際、私たちは、相手の意図に焦点を合わせ、相手を、私の目的を考慮し、私の目的に適う、あるいは反し

⁵ 「囚人のジレンマ」の事例はしばしば信頼の事例として取り上げられるが、本稿のこうした区別に基づくなら、信頼ではなく、当てにすることの事例として説明されるだろう。

ないよう行為しようという意図に基づいて振舞う者であると見なしているのに対し、誰かを当てにする際、私たちは、むしろ相手の行為とその結果に焦点を合わせ、それらを予測可能なものとして見なし、その上で相手のある行為やその結果が自分の目的に適うという見込みを立てているのである⁶。

私たちが日常で何らかの目的を実現する上では、身近な人であれ見知らぬ人であれ、常に他の誰かの存在が不可欠である。このことを考慮するなら、誰かを「信頼する」ことも「当てにする」ことも共に、私たちにとって日常的な態度であるといえるだろう。さらにまた、例えば治療の場面のように、しばしば私たちは、自分の目的実現のために相手を必要としつつも、相手の振る舞いが自分の目的に適うかどうかということを正確に予期できないことがある。信頼は、そうした場面において必要とされるのである。しかし、本稿の冒頭において触れたように、ある場面においていくら信頼が必要とされているとはいっても、私たちは自分の意のままに誰かを信頼し始めたり、誰かから信頼されるようになったりできるわけではない。また、信頼のある関係にはさまざまな形態のものがあり、必ずしもすべての信頼関係が実現されるべき望ましいものとはいえない。

では、こうした「信頼する」という事態に対し、どのようにして私たちは意図的に関わることができるのか。次にこのことを検討し、検討を通じ

⁶ 「信頼 das Vertrauen」あるいは「信頼する vertrauen」という語に対するカントの用法は、こうした本稿の説明とおおむね一致すると思われる。彼の著作におけるこうした語の用法をみる限り、彼は、「信頼する」という言葉を、例えば人間（友人や商談相手、敵など）や国家、神、理性自身など、人格として私たちが見なしうるような存在に限定して用いている。例えば『論理学』において彼は、独断論を「[批判なしに単なる概念によってアプリアリに自己を拡張するという] 理性の能力に対して盲目的に信頼をおくこと」(IX, 84)として、また『判断力批判』において信仰を、「その促進が義務であるような意図を達成することに対する信頼」(V, 472)と説明している。また、『人間学』においては、「一つの食卓で一緒に食事をしている人間たちの間の信頼」(VII, 279)といった表現もみられる。

相手を目的として扱うこと、相手と信頼関係を築くこと

て最終的に、倫理学において信頼という事態はどのようにして扱おうかということ考察したい。

(3)

「信頼する」という事態は一般に、私たちが他の人との間により親密な人間関係を形成することを容易にする⁷。このような理由から、信頼の問題を扱う多くの論者は、この事態を実現されるべき価値ある事態として位置づけている⁷。しかし、以下で見るように、「信頼する」という事態は、私たちの意思決定を通じて実現されるような類の行為ではなく、したがって、倫理学においては、「約束を守る」とか「他の人を援助する」といった行為と同じような仕方で扱われることはできないだろう。

私たちは、多くの場合、誰かを「信頼しよう」として信頼し始めることはできないし、また誰かに自分を「信頼するよう」強いることもできない。例えば幼い子どもが両親を信頼する場合を考えれば分かるように、一般に私たちは、自分の気付かない間に誰かを信頼し始めているのであり、誰かを信頼している自らのあり方を、私たちはずっと意識しないままのこともある。また、しばしば私たちは誰かに裏切られたときに初めて、自分がその相手を信頼していたのだということに気付くことすらある。このように、私たちは「誰かを信頼しよう」と直接意思したり、誰かに自分を「信頼するよう」意思させることは不可能なのである。しかし他方で、私たちは「信頼する」という事態に対し、意図的に関わるのが全くできないというわけではない。例えば「医師にすべてを任せておけば、病気は完治するだろう」と全面的に相手を信頼している自らのあり方について反省するとき、私たちは、「病気の完治」という自らの目的追及を断念し「病気の進行予防」という他の目的に変更しようと決意することによって、あ

⁷ 信頼はそれ自体でひとつの徳 *virtue* であるとする見解もある [Jones 1998: 467-8].

るいは、そうした目的の追求を他の医療機関で行おうと決めることによって、そうした相手への信頼を維持あるいは断念することを選択することはできる。私たちは、このように、自分の目的の内容や信頼している相手の状況を考慮した上で、自分の目的を断念・制限したり、あるいは相手に期待する振る舞いの範囲を限定することによって、「相手を信頼する」という自らのあり方を間接的に変更することは可能なのである。そして、このように考えるなら、私たちは、確かに誰かとの間に新たに信頼関係を構築しようと思することはできないかもしれないが、既にある信頼関係のあり方を、意思決定を通じて変更することは可能だといえるだろう⁸。そしてここに、倫理学が信頼という事態の問題を扱う余地がある。

私たちが誰かを信頼するという事は、場合によっては相手からすると迷惑なものや映ることもあるし、逆に相手の自分への信頼に対して、私たちがそのように思うときもある。また、私たちが、ある人の、別の誰かに悪影響を及ぼすような振舞いに関して、その相手を無批判に信頼しているような場合、そうした私たちの信頼は「盲目的」と呼ばれ⁹、倫理的な観点から否定されることもある。では、私たちの周囲において形成される信頼関係うち、どのような関係は維持されるべきで、どのような関係は変更を加えられるべきなのか。倫理学には、私たちがこうした判断をする際の規準、すなわちどのような信頼関係がよいのか、あるいはどのような信頼

⁸ バイヤーによると、既に形成された自らの信頼のあり方を、自覚し反省し、それを維持あるいは破棄しようとする事は、私たちにとって可能である [Baier 1986: 224, 1995: 110, 164-180]。また彼女は、間接的な仕方で信頼形成を促すということも可能であるとも考える。例えば、握手やお辞儀といった習慣や、契約や約束といった社会的慣行は、信頼の風土を生み出すという形で、私たちが誰かに信頼を置くということを容易にする「巧妙な社会的発明 ingenious social invention」と捉えられる。

⁹ カントもまた、「信頼 das Vertrauen」や「信頼する vertrauen」をそれ自体としてよい事態を表す言葉としては用いていない。彼は、迷信や独断論を説明する際に「偽りの信頼」(VI, 193)や「盲目的な信頼」(IX, 84)という表現を用いている。

相手を目的として扱うこと、相手と信頼関係を築くこと

関係は望ましくないのか規準を提示することは可能であるだろう¹⁰。

では、倫理学は、具体的にこうした問題に関して、どのような規準を提示することができるのか。次章では、カントの倫理学を取り上げ、彼の『人倫の形而上学の基礎づけ』（以下『基礎づけ』と表記）および『人倫の形而上学』における『徳論』での議論に基づいて、信頼についてのこうした倫理的な問題——すなわち、どのような信頼関係のあり方が望ましいのか、そして、それを実現するために私たちには何が求められるのかという問題——にどのように答えることができるのかということを検討していきたい。

3. カント倫理学からのアプローチ

(1)

カントの倫理学において、「私たちはどのようにあるべきか/為すべきか」という道德の問題は、感情や傾向性ではなく、行為やその行為が従っている格律（規範）の問題として論じられる。こうした彼の議論において、ある種の態度/傾向性として理解される限りでの「信頼」は、それ自体実現すべき事態と見なされることはないだろう。実際、「信頼する *vertrauen*」という事態は、カント自身によって倫理学の考察の対象として取り上げられることはない。しかし理想的な人間関係のあり方を述べる時、彼もまた「信頼」という言葉を用いている (VI, 471)。『徳論』において、カントは、互いに相手を目的として扱う人格の理想的な関係のこと

¹⁰ こうした見解はオニールの見解とも一致すると思われる。彼女は、他の人に対してただ信頼を置くことがよいのではなく、理に適った reasonable 判断に基づいて信頼を置くことが重要であることを指摘している [O'Neill 2002: 16-21]。また彼女は、不適切な形で形成された信頼の例として、医療における悪い意味でのパターンリズムを挙げている。オニールによると、不適切な形で形成された信頼を取り除き「理に適った信頼」を回復するためには、誤った方向に向けられた不信を取り除いていくことが必要だという [O'Neill 2001: 17-8, 118-64]。

を「友情」と呼び、そうした関係のあり方を、「二つの人格がそれぞれの心中に抱いている判断や感覚を互いに相手に開示し、そのことが相互の尊敬と両立しうるかぎりでの、両者の完全な信頼」と説明している (VI, 471). では、ここでカントが「完全な」という言葉によって表現する信頼とは、どのようなものなのだろうか。また、そもそも彼が「理想的」とする友情の関係とはどのようなものなのだろうか。このことを考察するのに先立って、まずは「目的として扱う」とはどのようなことかということを確認しておこう。

自分や他の人間を「目的として扱う」ということは、カントの倫理学においては、定言命法の第二の定式、すなわち「目的の方式」に基づいて求められることである。この命法は、「あなたの人格における人間性も、他のどの人における人間性も、常に同時に目的として扱い、決して単に手段としてのみ扱うことのないように行為しなさい」(IV, 429) という形で示される¹¹。以下では、「相手を」目的として扱う場面に限定して、この法則が私たちに求めていることはどのようなことなのかを確認していく。

カントによると、例えば私たちが他人に対して偽りの約束をしようとする場合、私たちは、相手を目的として扱うことに失敗している。なぜなら、そのような場合、私たちは、自ら行為の目的を設定するという相手の人間性を顧慮せずに、どのように相手を扱うかということをも自分の目的に照らして定めているからである。一般に、私たちがあるものの扱い方を、もっぱら自分の目的に照らして定めるような場合、私たちはそれを「目的として」ではなく「手段として」扱っているにすぎない。他の人の人間性を「目的として」扱う上では、私たちには、自分の目的追及にあたって、相手の人間性を顧慮することに伴って生じる制約を受け入れることが求められるのである。他の人に対し偽りの約束をするということは、私たちが

¹¹ カントの著作からの引用は、アカデミー版全集の巻数をローマ数字で、頁数を算用数字で示した。

相手を目的として扱うこと、相手と信頼関係を築くこと

自らの目的の実現のために相手をだまし、それによって相手が私たちと同じ行為の目的をもつ機会を相手から奪うという点で、相手を「目的として」ではなく、もっぱら「手段として」扱っているのである。さらに、カントによると、私たちが他の人間の目的実現に一切関与しようとしなない場合、私たちは、相手を「手段として」扱っているわけではないが、しかし積極的な意味では「目的として」も扱ってはいない。なぜなら、そのような私たちの行為のあり方は、自ら目的を設定しその実現のために行為するという相手のあり方に積極的な仕方で合致しているわけではないからである(IV, 430-1)。『基礎づけ』の議論に基づくなら、目的の主体であるという他の人の人間性により積極的に合致するような仕方で相手を目的として扱う上では、私たちには、相手の目的実現に寄与しようとするのが求められるのであり、また、こうした積極的な仕方で相手を目的として扱うということは、『徳論』において、「他の人の目的を自分のものとすること *Anderer ihre Zwecke zu den meinen zu machen*」として説明される(VI, 450)。これに対応して、消極的な仕方で相手を「目的として扱う」ということを言い換えるなら、それは「私の目的を相手が自身の目的としよう、私の目的やその追求方法を制限すること」と表現することができるだろう。

私たちの「意思 *die Willkür* (選択意志) の対象」である「目的」は、上記のようなカントの説明において、大きく2種類のものに区別されている。ひとつは、目的自体としての人格であり、また、もうひとつは、そうした人格が設定するさまざまな目的である。後者の目的は私たちが自由に設定したり破棄したりすることのできる類の目的であり、こうした目的は各行為主体の動機に依存するという点で、主観的目的と呼ばれる。また前者は、カントによると、私たち全てに等しく妥当するような客観的目的であり、これは、私たちにとっては消極的な形で、すなわち主観的目的を実現しようとする上での制約という形で表れることになる(IV, 438)。私

たちが相互に自分や他の人間を「目的として扱う」ということは、主観的目的を設定し、それに基づいて行為するという、目的の主体としての私たちそれぞれのあり方を私たちの本来的なあり方として認め、さらにそうしたあり方を相互に両立させようとする上で、私たちに求められることなのである。そしてそのように自他を「目的として扱う」という仕方で行為する際、他の人たちは、私たちにとって主観的目的の制約や調整の根拠として、つまり客観的目的として現れるのである。

『徳論』でのカントの議論によると、相互に自他を「目的として扱う」人たちが成る「友情」は、感情としての愛と尊敬によって結び付けられる友情とは異なり、二つの義務によって、すなわち他人の目的を（それが非道徳的でないかぎり）私の目的とするという義務（愛の義務）と、単に私の目的のための手段として他人の尊厳を奪うようなことをしないという義務（尊敬の義務）とによって、当事者相互が結び付けられている関係であり、しかもそうした義務は、当事者の中で相互に「等しい」ものであるという（VI, 450）。以下では、カントが「理想的」とした、こうした友情の関係とはどのようなものなのだろうかということを検討したい。またその際、二つの義務によって相互に「等しく」結び付けられているとはどのような意味なのかということも併せて考えていく。

(2)

前節で明らかにしたように、「目的として扱う」ということは消極的な仕方と積極的な仕方とによって実践される。まずは、積極的な仕方ですべて「目的として扱う」ということ、すなわち「相手の目的を私のものとする」ということに焦点を合わせ、これがより具体的にはどのようなことを意味しているのかを検討した上で、相互に目的として扱う人間関係とはどのようなものなのかを明らかにしていくことにしよう。

「相手の目的を私のものとする」ということは、他のよく似たいくつか

相手を目的として扱うこと、相手と信頼関係を築くこと

の事態と区別することができるだろう。まず、「相手の目的を私のものとする」ということは相手と自分が同じ種類の目的をもっているということとは区別される。自分が他の人と同じ種類の目的——例えば、大金を得ることとか、自らの病気の治癒などの目的——をもっているという場合、それは相手の目的を自分のものとすると同じではない。なぜならそのような場合、「相手が」その目的を実現するということが、私の目的とされているのではないからである。また、他の人の目的を私の目的とすることは、相手が要求することにただ従うということや、相手の意思を確認せず相手によいと私たちが判断する事柄を自分の目的とすることも区別することができる。なぜなら、前者の場合には、私は相手の目的を「私の」目的としているわけではないからであり、また、後者の場合には、「相手の」目的を私の目的としているのではないからである。他の人と同様に私たち自身も目的の主体である以上、自分が受け入れることのできないような相手の目的を自分の目的とすることを私たちは為し得ないし、ここではそのようにすることは私たちには求められていない。また後者の場合の行為は、悪い意味でのパターンリズムと呼ぶことができるだろう。このように他の事態と区別するなら、「相手の目的を自分のものとする」ということは、「相手の」目的を「相手が」実現するということを私が「私の」目的となるよう、私の目的を調整することとして説明することができる¹²。本稿では、「相手の目的を相手が実現することを私の目的とする」というこ

¹² このような解釈は、カント倫理学についてのオニールやコースガードの考察に影響を受けている。オニールは、論文“Between consenting adults”において、“相手を目的として扱う”とはどのようなことかという問題を検討し、そこにおいて「同じ目的をもつことは、そうした目的を共有することと同じではない」と指摘している [O'Neill 1989: 113]。またコースガードは、積極的な意味で“相手を目的として扱う”場合、「私はあなたの目的と理由を自分のものとしなくてはならず、また、私の目的や理由があなたのものとなりうるような仕方でも自分の目的や理由を選択しなくてはならない」と述べている [Korsgaard 1996: 193]。

とを「相手の目的を共有する」と表現することにする。さらに、このような説明を消極的な仕方で「目的として扱う」ということに当てはめて考えるなら、相手を「手段として扱わない」ということは、「私の」目的の実現のために、自らの目的を設定し追究しようとする相手のあり方を侵害することがないように、つまり「相手の目的」が妨げられることがないように、その「私の」目的やその実現の方法に制約を課すということとして理解することができるだろう¹³。以下では、「自分の目的実現のために相手の目的を妨げない」ということを「相手の目的を尊重する」と表現することとする。

それでは、ある関係をもつ当事者たちが、このように二通りの仕方で、互いに自分や他のあらゆる人間を目的として扱うという場合、そうした者たちの間においては、どのような関係が成立しうるのだろうか。

一般に、ある人々が「関係をもつ/関係がある」という場合、そうした人々は、何らかの目的の実現のために、互いに相手の存在を必要あるいは前提としている状況にある（あるいはそのような状況にあると自らを見なしている）と考えることができるだろう。また、当事者たちが互いに、先に述べたような仕方で自他を目的として扱うよう努めている関係において

¹³ 「相手の目的を自分のものとする」ことをこのように理解するなら、実際に私たちがこのような仕方で行為する上では、私たちには、相手に固有の状況に配慮することが求められることになるだろう。なぜなら、何が相手の目的であり、その実現のために自分はどのように関わることができるのかといったことを、私たちは初めから知ることはできないからである。「相手の」目的を「自分の」ものとし、その実現に寄与する上では、そもそも相手の目的の内容を理解する必要があるのであり、そして、そうしたことを私たちがより正確に知るためには、相手の言動やそれらの背景にある相手の考え方に目を向けることが求められる。さらに、相手がそうした目的を実現できるよう私たちにはどのような貢献が可能なのかということをも明らかにする上では、目的実現に関わる相手の状況や相手の能力に配慮することが必要となるだろう。このことは既にオニールが指摘していることと一致すると思われる。彼女は、前掲の論文において、「人格として扱われる上では個別的な仕方の接触 *personal touch* が必要とされるという考え方には、ある程度の重要性がある」と述べている [O'Neill 1989: 111-2].

相手を目的として扱うこと、相手と信頼関係を築くこと

は、そうした当事者たちは、相手の目的を尊重するよう、互いに自らの目的に制約を課すと共に、相手の目的を共有するよう、互いに自らの目的やその追求方法を調整していると考えられる。ただしそのような関係にあっても、相手の目的のうちどの目的が共有/尊重されるべきで、共有された目的はどのようにして追求されるべきなのかといった判断が、当事者たちの間で相互に一致しない場合がありうる。例えば旅行という目的の遂行にあたって、いつどのような経路でいくのか、また予めどこまで細かく計画を立てるのかといったことについての判断が、共に行く友人と私との間で考えが異なることはあるだろう。このような場合、結果として、私がやろうとしていたことを友人が行ったり、あるいは、友人が行うだろうと私が期待していたことを実際には友人はしなかったりというように、私と友人との間で、旅行という共有された目的の追求が対照的な形で行われないことがある。このような場合、私と友人の間では、目的は「等しく」共有・尊重されてはいないのである。「友情」の概念によって表されるような関係、すなわち当事者それぞれが、互いに「等しく」相手を積極的な仕方で目的として扱うと共に、消極的な仕方で目的として扱う関係とは、当事者たちの間で目的の共有と尊重とが対称的な形で行われている関係として理解することができるだろう。こうした関係にあっては、当事者たち相互の目的の調整と制約を通じて、何が「共に」実現されるべき目的で、また何が「それぞれによって」実現されるべき目的なのかということの判断が実際に当事者の中で一致していると考えることができる。

では、こうした「理想的」とされるような友情の関係において形成される信頼とは、どのようなあり方のものなのだろうか。次にこのことを考察することにしよう。

(3)

前節での考察によるなら、理想的関係としての友情において、当事者た

ちは、何が共に実現されるべき目的で、何が相互に尊重されるべき目的なのかについて、相互に一致した判断をもっている。そのため、こうした関係にあっては、当事者たちは、一方では、相互に尊重されている目的に関して、自分がその実現を目指す上で相手がそれを妨げることはないを期待することができるのであり、他方で、共有された目的に関しては、その実現にあたって、互いに相手の助けを期待することができる——つまり、相互に相手を信頼することができるはずである。こうした信頼関係のあり方は、例えばある一つの目的を実現するにあたって、当事者のうちの一方の人間が他方を信頼し、他方の人間はその相手を信頼していないという一方向の信頼のみがある関係のあり方とは区別されるだろうし、また当事者の双方が同じ種類の目的をもっている、相手の目的に無関心であり、そうした目的が共有されないままその実現に関して互いに相手を当てにし合っているような関係のあり方とも区別される。

『徳論』においてカントが「完全な信頼」と表現した理想的な信頼関係のあり方は、このように、相互に共有あるいは尊重された目的について、相互に同じ程度に相手を信頼し合っており、裏切られる心配をもっていない者同士の関係として理解することができるだろう。

前節の考察に基づくなら、このような信頼のあり方は、私たちが相互に、自らや相手を目的として扱うという仕方で行為することによって、すなわち自らの目的やその実現方法に対して制約を課し、さらに他の人の目的をできる限り自分のものとするよう自らの目的を調整することによって実現されうる。ただし、第二章で述べたように、私たちは、誰かを「信頼しよう」として信頼し始めることはできないのであり、したがって、自他を「目的として扱う」という仕方で行為することによって、相手に対する信頼が必ず生じるというわけではない。またそのように行為することによって、私たちが確実に相手から信頼されるということもあり得ないだろう。しかし、これも第二章で触れたが、既に成立している自分自身の信頼

相手を目的として扱うこと、相手と信頼関係を築くこと

関係のあり方を、意思決定に基づいて変更すること、すなわち「再構成する」ことは私たちにとって可能なのである。これまで見てきたようなカントの理論の枠組みに基づくなら、自他を目的として扱うという仕方で行為すること、すなわち他の人との間に目的の共有と尊重の関係を築こうとすることは、私たちが既存の信頼関係のあり方をより望ましい形に再構成する上で求められることであり、「友情」の概念によって示されるのは、ある関係を望ましい形に再構成しようと私たちが規準に従って行為した結果、そうした関係においてはどのような信頼が期待できるのかということなのである。

4. 自律を通じて実現される信頼

(1)

前章での考察によると、カントの倫理学に基づくなら「友情」の概念に基づいて提示されるような、共有あるいは尊重された目的に関して当事者間で互いに等しい程度の信頼が成立するという、そうした関係のあり方こそが私たちにとって望ましい信頼関係であるといえるだろう。それでは、なぜこうした信頼関係のあり方が私たちにとって望ましいといえるのか。以下ではこのことを、信頼の観点から為されたバイアーのカントに対する批判への応答を試みることを通じて、考えていきたい。

第二章で取り上げたバイアーは、信頼の問題を倫理的視点から扱うことの重要性を指摘し、信頼の観点からカントの倫理学を批判する。以下にバイアーの批判を見てみよう。

バイアーによると、「信頼する」という事態は、私たちの日常生活の中でさまざまな形をとって現れる。例えば、自分の大事なものを親しい誰かに任せる際、私たちは相手を信頼してそうしているのだといえるだろうし、また、電車の中で眠りに落ちるとき、ある意味で私たちは隣にいる見知らぬ人を信頼しているといえるだろう。誰かを信頼するということは、

私たちの日常において、とりわけ私たちが関心を寄せている事柄 things we care about を実現する上で、不可避の事態なのである。このようにバイアーは主張する。他方で、彼女によると、「信頼する」という事態はそれ自体としてよい事態であるとはいえない。例えば伝統的な夫婦関係においてしばしば見られたように、力の著しい不均衡がある者同士の関係においては、弱者の強者に向けられた信頼が、時に強者によって「利用される」ということがある。そこで彼女は、倫理学はどのような信頼のあり方が道徳的に適切なのかという問題に取り組まなくてはならないと主張する。しかし、彼女によると、カントやロールズに代表されるような近代以降の多くの倫理学の理論は、こうした課題を十分に扱うことができない。なぜなら、こうした理論は一般に、自由に振舞う能力をもった行為者という人間像を前提として打ち立てられており、そのため、例えば親子や夫婦関係、健康な者とそうでない者の関係といった、当事者の間に著しい力の不均衡があり、さらに当事者の一方が事実として自由に振舞うことのできないような関係に適用することができないからであるという [Baier 1986: 248]。しかしながら、先に述べたような信頼関係における搾取の問題は、まさにそうした関係において生じるのである。このようにして、バイアーはカントの倫理学をも信頼の観点から批判する。

では、こうしたバイアーの批判はどこまで妥当なものなのだろうか。上記の文章から明らかなように、彼女の批判は、カントの倫理学において自由の概念が重要な役割をもっていることに由来する。そこで彼女の批判の妥当性を検討する上では、自由の概念がカントの倫理においてどのように位置づけられるのかを確認し、さらにこれまでの考察において示されるような理想的な信頼関係を表す「友情」の概念と、自由の概念はどのように関連づけることができるのかということをも明らかにする必要があるだろう。

相手を目的として扱うこと、相手と信頼関係を築くこと

(2)

カントは、他のものに妨げられないという消極的な意味での自由と、自己立法としての自由、すなわち法則を自ら立てて従うという積極的な意味での自由とを区別し、このうち、後者の意味での意志の自由を「自律」と呼ぶ。こうした自律としての自由は、私たちが、これから実行しようとする行為について、それが為すべきものなのかそうでないかということ、定言命法で表現されるような、一貫した行為の規準に照らして判断しようとする場合に発揮されるのであり、この際の規準とは、私たちにとっては他の者から課されたものなのではなく、私たち自身が設定するものなのである。「目的」という言葉を用いるなら、このような自由は、私たちが自他を目的として扱うことによって、すなわち、自分や他のあらゆる人間が目的の主体であるという観点から、私たちが自分自身の設定する目的に対し制約を課したり調整を加えたりすることによって発揮されるといえるだろう。

また、第三章での考察に基づくなら、「友情」の概念によって示されるような理想的な関係とは、私たちがある関係において互いに自他を目的として扱うことを通じて実現しうる。そして、私たちが、互いに自他を目的として扱うという仕方で行い、それによって、自分が当事者であるところの既存の関係を、「友情」の概念が提示する相互信頼の関係に近づけようとする際、そこには自律が発揮されているといえる。言い換えるなら、私たちは、既存の関係のあり方を所与のものとするのではなく、自らの行為によって変えることが可能なものと見なし、そのあり方を変えるために自ら行為の規準を設定しようとすることによって、つまり自律を発揮することによって、既にある関係を、より望ましい形に再構成することが可能になるのである。

道徳的なよさ——すなわち、単なる相対的なよさではなく、それ自体としてのよさ——はこうした意志の自律のうちに実現されると説明するカント

トの立場に基づくなら、「友情」の関係において実現されるような信頼のあり方が望ましいといえるのは、それが自律の発揮を通じて実現されるからである。

(3)

「自律」としての自由と、「友情」の関係をこのように理解するなら、カントの倫理学や、それに基づいて提示される規準は、バイアーが考えるような力の著しい不均衡がある関係に適用できないものではない、ということがいえるだろう。むしろ、以下で見るように、自分や相手を目的として扱うという行為の規準は、自分とは異なる状況にある人々との間に既に形成されている関係を、私たちが望ましい形に再構成しようとしていく上で不可欠な視点を私たちに提示するのである。

これまでの考察によるなら、私たちが既存の関係を「友情」の概念が示すような形に再構成することができるのは、私たちが自律を発揮することによって、すなわち行為の規準を自ら設定し、それに従って行為しようとすることによってである。そして、このように私たちが他の相手との関係を再構成しようとする際、私たちは既に自分自身を、そうした既存の関係を变えうる者として、つまり自由な存在として見なしている。逆に言うなら、「目的として扱う」という行為の規準は、常にある人間関係の中で行為する私たちが、自分自身を、ある関係の当事者として、すなわち、その関係において生じる問題を解決しうる可能性をもった自由な存在として捉えた時に初めて意味を為すものなのである。そしてさらに、私たちが、このように誰かとの関係をよりよいものとなるよう再構成するため、何らかの規準に従って行為しようとするなら、その際私たちには、自分だけでなく、自分が関係を再構成しようとしているその相手もまた、自分と同じように自由な存在である（あるいはそうした存在であった）と見なすことが求められる。すなわち、私たちは、自分だけでなく相手もまた、目

相手を目的として扱うこと、相手と信頼関係を築くこと

的を設定し、必要な場合にはそれに制約を課し、さらには私たちと目的を共有することのできる存在であると見なすことによって、さらにまたそうした自分や相手のあり方を尊重することによって、初めて自分とは異なる状況におかれていたり自分と相対立する目的をもっている相手との関係を、より望ましい形に再構成しようとすることができるのである。自分や相手をこのように見なすことがなかったら、そもそも私たちが他の人と「共に」何かをしようと試みることは不可能であるだろう。「目的として扱う」という行為の規準は、私たちが一貫した形で誰かとの関係をよりよいものにしていこうとする際に不可欠な、そうした視点を私たちに提示していると見ることができる。

最後に、本稿の冒頭において提起した問題に再び戻ろう。私たちが信頼関係を「構築する」ことは果たして可能なのだろうか、そして、そもそも信頼関係とは実現されるべきものなのだろうか。これまで述べてきたように、確かに私たちは「信頼しよう」と意図して誰かを信頼し始めることはできないという点では、信頼関係は「構築する」ことは不可能であるし、また信頼関係は必ずしもそれ自体としてよいものであるとはいえない。しかし、少なくとも私たちには、既存の信頼関係を再構成することは可能である。これまでの考察に基づくなら、信頼ある関係を望ましい形に再構成していく上で私たちに求められるのは、自分や相手を目的として扱うということ——すなわち、自分や相手が目的をもって行為している存在であるという観点から、自らの目的を調整し、制約を課すということ——なのである。そして、もしある関係のあり方が私たちにとって理想的であるといえるのだとしたら、それは、そうした関係のあり方が、自分と何らかの関係をもち他の相手と「共に」その関係を再構成していこうとする姿勢を私たちがもちことによって初めて、実現されうるからなのである。

文 献

- Baier, A., 1986. "Trust and Antitrust", *Ethics*, Vol. 96, No 2, pp. 231-60.
- Baier, A., 1995. *Moral Prejudices: Essays on Ethics*, Harvard UP.
- Hardin, R., 2001. "Trust", in: Becker L. C. & Becker C. B. (ed.), *Encyclopedia of Ethics 2nd ed.*, Routledge, pp. 1728-31.
- Whitbeck, K., 2004. "Trust", in: Post, S. G. (ed.), *Encyclopedia of Bioethics 3rd ed.*, Macmillan Library Reference, pp. 2523-9.
- Jones, K., 1998. "Trust", in: Craig E. (ed.), *Routledge encyclopedia of philosophy*, Routledge, pp. 466-70.
- Veatch, R. M., 1991. *The Patient-Physician Relation: The Patient as Partner, Part 2*, Indiana UP.
- Luhmann, N., 1989. *Vertrauen*, 3. durchgesehene Auflage, Ferdinand Enke Verlag. 大庭 健, 正村俊之訳『信頼』勁草書房, 1990.
- Gambetta, D. (ed.), 1988. *Trust*, Blackwell.
- Becker, L., 1996. "Trust as Noncognitive Security About Motives", *Ethics*, Vol. 107, No. 1, pp. 43-61.
- Jones, K., 1996. "Trust as an Affective Attitude", *Ethics*, Vol. 107, No. 1, pp. 4-25.
- Hardin, R., 1996. "Trustworthiness", *Ethics*, Vol. 107, No. 1, pp. 26-42.
- O'Neill, O., 1989. *Constructions of Reason*, Cambridge UP.
- O'Neill, O., 2001. *Autonomy and Trust in Bioethics*, Cambridge UP.
- O'Neill, O., 2002. *A Question of Trust*, Cambridge UP.
- Hollis, M., 1998. *Trust within reason*, Cambridge UP.
- Katz, J., 1982. *The silent world of doctor and patient*, The Free Press.
- Korsgaard, C. M., 1996. *Creating the Kingdom of Ends*, Cambridge UP.